第六十条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）の解任の命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）」に改める。

第六十二条を削る。

第六十三条第二項を削り、同条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とする。

第六十五条第一項中「第六十一条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第六十四条とし、第六十五条の二を第六十五条とする。

第六十六条中「、第六十一条（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十一条から第六十三条まで」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第九条　社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合において」を「第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合において」を「第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したとき」に改める。

第二十七条の十二第三項、第三十八条第三項、第四十九条第三項及び第五十八条第三項中「第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合において」を「第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したとき」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正）

第十条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成十八年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える」を「法第五条第四号イ又はロに規定する行為に該当する」に改める。

第九条第三号ホ中「処分し」の下に「、若しくは当該法人の目的に類似する公益事務（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第二号に規定する公益事務をいう。）をその目的とする公益信託（同項第一号に規定する公益信託をいう。）の信託財産とし」を加える。

（公共施設等運営権登録令の一部改正）

第十二条　公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

第五十一条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十三条第二項において同じ。）の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）」に改める。

第五十三条第二項を削る。

（樹木採取権登録令の一部改正）

第十三条　樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

第五十一条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十三条第二項において同じ。）の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）」に改める。

第五十三条第二項を削る。

（漁港水面施設運営権登録令の一部改正）

第十四条　漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

第五十二条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十四条第二項において同じ。）の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）」に改める。

第五十四条第二項を削る。

（二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令の一部改正）

第十五条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

第四十二条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第四十四条第二項において同じ。）の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）」に改める。

第四十四条第二項を削る。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十六条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号に次のように加える。

(41)　公益信託に関すること。

（総務省組織令の一部改正）

第十七条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、同条第二十六号中「第二十二条第十二号」を「第二十二条第十一号」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第百三十二条中「第四条第一項第九十三号」を「第四条第一項第九十二号」に改める。